（電子情報処理組織による申立て等）

第六十八条　法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する方法によってする同項に規定する申立て等（以下この条において「電子申立て等」という。）は、当該電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする同項に規定する申立て等に関する法令の規定により同項に規定する書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。

2　電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

3　法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する内閣府令で定める電子情報処理組織は、内閣府の使用に係る電子計算機と電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

4　法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電子申立て等をする者の使用に係る特定電子計算機からその氏名又は名称を入力することとする。

（延滞金の徴収）

第六十九条　［略］

（出頭命令の手続）

第七十条　［略］

［条を加える。］

（延滞金の徴収）

第六十二条の二　［同上］

（出頭命令の手続）

第六十三条　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（次項において「新課徴金府令」という。）第十四条及び第六十一条第三項後段の規定は、この府令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に改正法第一条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の金融商品取引法（次項において「新金融商品取引法」という。）第百七十八条第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（次項において「旧金融商品取引法」という。）第百七十八条第一項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

2　新課徴金府令第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、施行日以後に新金融商品取引法第百八十五条の七第十九項に規定する決定及び新金融商品取引法第百八十五条の八第九項に規定する変更の処分が行われる審判手続について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第百八十五条の七第十九項に規定する決定又は旧金融商品取引法第百八十五条の八第九項に規定する変更の処分が行われた審判手続については、なお従前の例による。

（金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する内閣府令（令和七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情） **第二条**　令第一条第三項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。 一　参考人等が金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）第十五条若しくは第二十条第一項の審判手続の期日若しくは場所又は同令第七十条に規定する出頭命令書に記載された出頭すべき日時若しくは場所の変更を受けた場合 ［二～四　略］	（旅行の中止又は変更に係るやむを得ない事情） **第二条**　［同上］ 一　参考人等が金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）第十五条若しくは第二十条第二項の規定による審判手続の期日若しくは場所又は同令第六十三条に規定する出頭命令書に記載された出頭すべき日時若しくは場所の変更を受けた場合 ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。